









平成 3 0 年度

千葉港湾

随意契約理由書

(件名) 土地使用料 (富津市新富)

本件は、下記の理由により、新日鐵住金株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京湾富津沖において実施する東京湾浅場造成工事において使用する土砂の混合及び仮置きのために必要なヤードの借上を行うものである。

東京湾浅場造成工事は、東海旅客鉄道株式会社が実施する陸上工事から発生する建設発生土を有効活用し、富津沖に存在する窪地を埋戻すものであるが、埋戻し前に受入れた建設発生土を粒度調整し、その品質を確認する必要があることから、土砂の混合場所及び仮置き場所が必要となる。

用地の選定にあたっては、土砂の混合及び仮置きのために十分な広さを有していることのほか、海上運搬のため、作業船が接岸可能な岸壁を有している又は近接していることが望ましい。また、周辺生活環境への影響を鑑み、住宅等が隣接していないことに加え、土砂運搬等に供する工事車両が市街地の交通を阻害しない立地条件が求められる。これらの条件を満たす用地につき、港湾管理者である千葉県と調整を行ったが、公共岸壁では確保できないとの結果になった。

上記の結果を受け、千葉県周辺で利用できる土地を調査したところ、これらの条件を満たす土地は、当該土地のみであったため、所有者である新日鐵住金株式会社を特定した。

よって、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項により、新日鐵住金株式会社と随意契約したい。